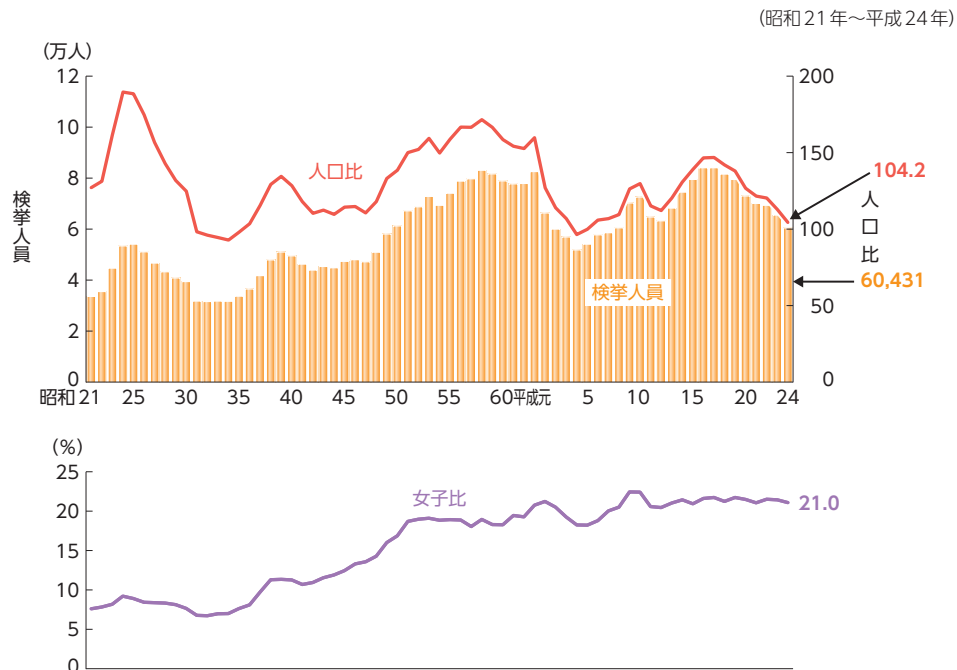


第6編 女子の犯罪・非行

1 女子の犯罪の動向

6-2-1-1 図は、女子の一般刑法犯について、検挙人員、人口比及び女子比の推移（昭和21年以降）を見たものである。

6-2-1-1 図 女子の一般刑法犯 検挙人員・人口比・女子比の推移



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
3 昭和40年以前は、業過を除く刑法犯である。
4 「人口比」は、14歳以上の女子10万人当たりの一般刑法犯検挙人員である。

女子の検挙人員は、平成4年の5万2,030人を底として、5年から増加傾向となり、17年には戦後最多の8万4,175人を記録した。その後、再び減少に転じ、24年は、6万431人であった。女子の人口比も、検挙人員の推移と同様の傾向にある。これに対し、女子比は、昭和53年までは上昇傾向にあったが、その後はおおむね2割前後で推移している。

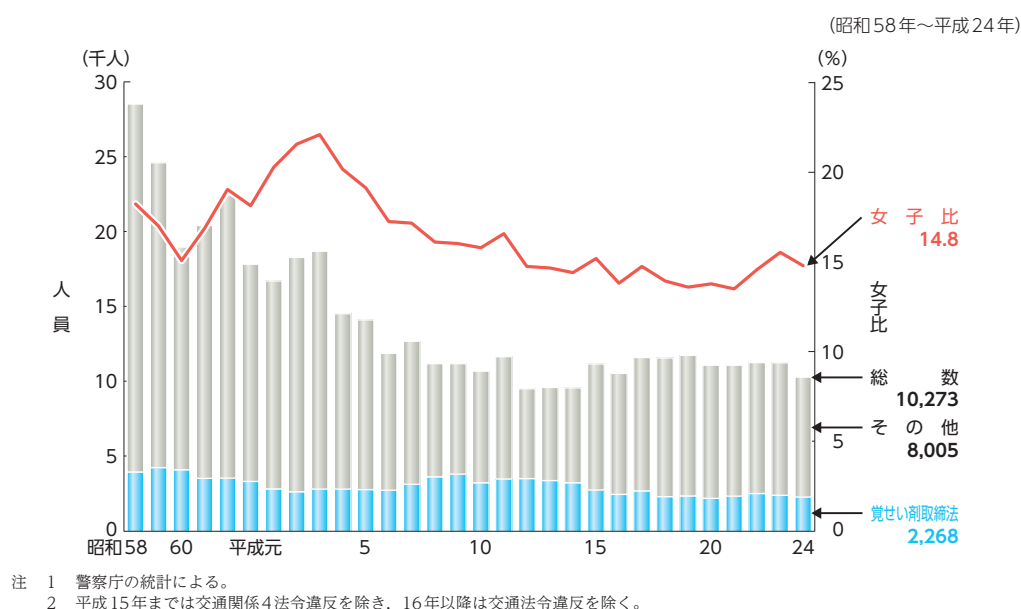
女子の一般刑法犯の検挙人員を年齢層別に見ると、女子の高年齢化は男子以上に顕著であり、50歳以上の者の占める割合は、平成10年まではおおむね2割未満であったが、16年には3割を超え、22年からは4割以上を示すに至った。特に、65歳以上の高齢者の占める割合は、顕著な上昇傾向にあり、5年は5%台であったが、13年に1割を超え、20年からは2割以上で推移している。24年は、高齢者が27.3%と5年（5.7%）の約5倍であり、24年の男子（14.1%）に比べ顕著に高く、一般刑法犯による高齢者の検挙人員の3人に1人が女子であった。

平成24年における一般刑法犯の検挙人員を罪名別・男女別に見ると、男女共に、窃盗の占める割合が最も高いが、女子は、窃盗が8割近くを占めており、男子（5割弱）に比べ、顕著に高い。特に、万引きの占める割合が、女子は6割強であり、男子の約2.5倍であった。また、年齢層別に見ると、女子の高齢者では、窃盗は、9割強を占めており、男子の高齢者の場

合（6割強）と比較しても際立って高く、特に、万引きの占める割合が約8割にも及び、男子（5割弱）に比べ著しく高い。

6-2-2-1図は、交通法令違反（平成15年までは交通関係4法令違反に限る。）を除く特別法犯について、女子の送致人員等の推移（過去30年間）を見たものである。

6-2-2-1図 女子の特別法犯 送致人員・女子比の推移



女子の特別法犯の送致人員は、昭和62年まではおおむね2万人以上であったが、その後減少し、平成15年からはおおむね1万1,000人台で推移し、24年は1万273人であった。特別法犯における女子比は4年以降低下傾向にあり、24年は14.8%であり、5年（19.1%）から4.3pt低下した。女子の少年比も、低下傾向にあり、24年は13.1%であり、5年（33.1%）から著しく低下したが、24年における男子の少年比（8.8%）と比較すると、なお高い。

平成24年における女子の特別法犯の送致人員を罪名別で見ると、覚せい剤取締法違反の占める割合が22.1%と最も高く、次いで、軽犯罪法違反（12.9%）、風営適正化法違反（10.6%）、未成年者喫煙禁止法違反（9.2%）、入管法違反（8.8%）の順に高かった。

女子の覚せい剤取締法違反の送致人員は、平成7年から3,000人台で増減を繰り返した後、15年からは2,000人台で推移している。ただし、覚せい剤取締法違反における女子比は、やや上昇傾向にあり、24年は19.9%と5年（18.4%）から1.5pt上昇した。

2 検察・裁判

一般刑法犯の女子の起訴人員及び不起訴人員の合計人員は、平成12年から増加傾向にあったが、18年からは横ばいで推移している。一般刑法犯の起訴人員の女子比は上昇傾向にあり、24年（11.7%）は5年（4.7%）から6.9pt上昇した。女子の起訴猶予率は、18年までは6割台で、19年からは6割に満たない割合で推移している。

女子の窃盗の起訴猶予率は、罰金刑が導入される前の平成17年は74.7%であったが、罰金刑が導入された翌年の19年は62.2%に大きく低下し、それ以降60%から62%の間で推移している。

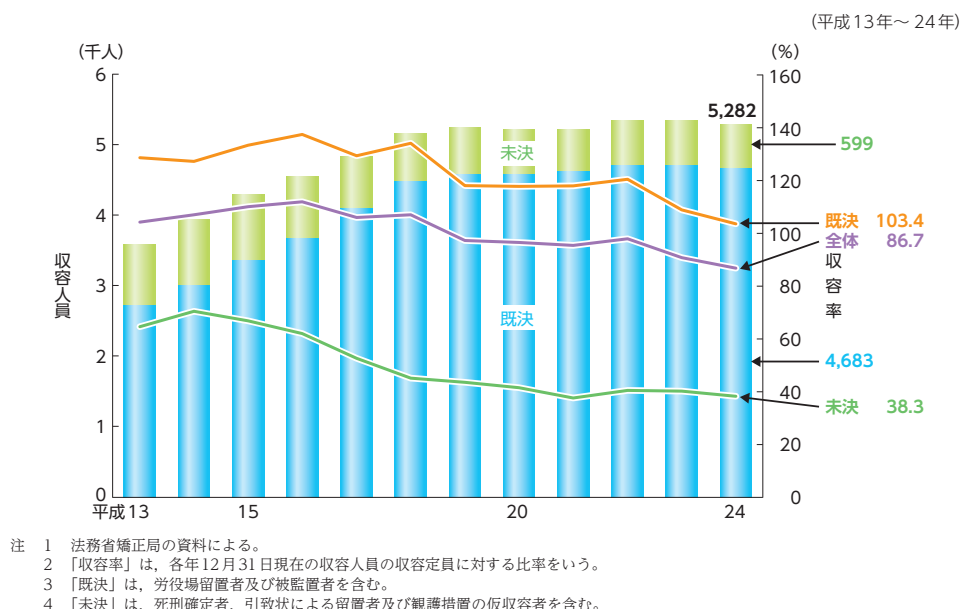
道交違反を除く特別法犯による女子の起訴人員及び不起訴人員の合計人員は、平成17年をピークに減少傾向にあるが、24年は5年（9,594人）と比べると18.2%増であった。女子の起訴猶予率は、男子に比べやや高い割合にあるが、一般刑法犯ほどの男女差はなく、男女共におおむね上昇傾向にある。起訴人員の女子比は約1割のまま推移している。

平成24年における少年保護事件（ぐ犯、道交違反、車両運転による業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷、危険運転致死傷及び簡易送致の各事件を除く。）について、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を男女別に見ると、女子の場合、審判不開始となったものの割合が5割以上を占めており、男子に比べて高い。また、少年院送致となったものの割合は、女子は男子の約半分であった。

3 矯正

6-4-1-1 図は、刑事施設の女子の被収容者の年末人員及び収容率（年末収容人員の収容定員に対する比率）の推移（平成13年以降）を見たものである。

6-4-1-1 図 女子の刑事施設の収容人員・収容率の推移

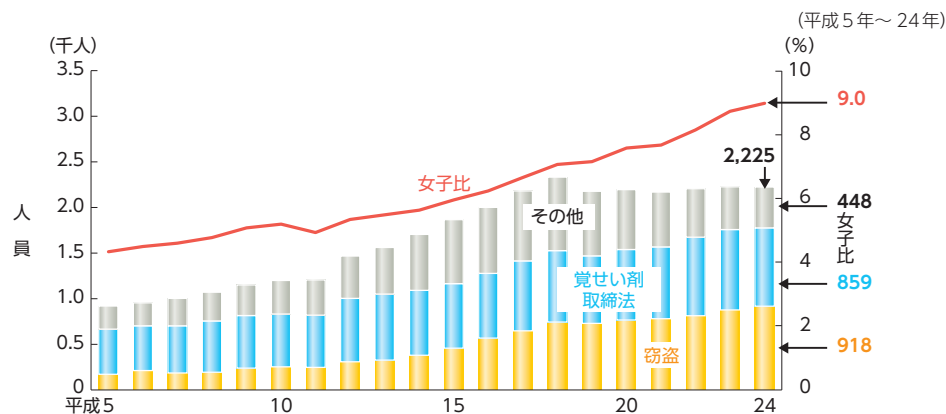


女子の被収容者の年末人員は、19年まで増加し、以降横ばいである。収容率は、16年まで上昇傾向であったところ、女子の収容定員の拡大により、17年以降は低下傾向にある。24年末現在において、女子の収容定員が6,092人（このうち既決の収容定員は4,527人）であるところ、その収容率は86.7%（既決103.4%、未決38.3%）であり、既決については、収容定員を上回る状態が続いている。

また、平成24年における女子の刑事施設（栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所並びに札幌及び福島の各刑務支所に限る。）の職員一人当たりの被収容者負担率は3.51であった。

6-4-1-2 図は、女子の入所受刑者の人員の推移（最近20年間）を見たものである。平成5年の人員は919人であり、その後18年まで一貫して増加したが、19年は若干減少し、以降横ばいで推移している。24年は、5年の約2.4倍の2,225人であった。罪名別に見ると、窃盗の増加が著しく、24年には、覚せい剤取締法違反を抜いて、窃盗が最も多くなった。女子比については、12年以降一貫して上昇している。

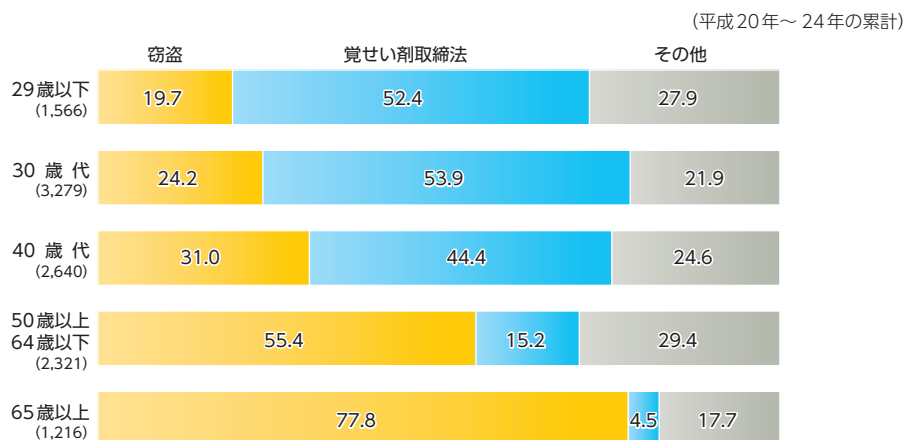
6-4-1-2 図 女子の入所受刑者の人員（罪名別）・女子比の推移



注 1 矯正統計年報による。
2 「女子比」は、入所受刑者総数に対する女子の比率を示す。

6-4-1-4 図は、平成20年から24年の女子の入所受刑者について、年齢層別に罪名別構成比を見たものである。29歳以下の若年者層では、覚せい剤取締法違反の占める比率が50%を超えている。30歳代以上では、年齢層が上がるにつれて、覚せい剤取締法違反の占める比率が低くなるとともに、窃盗の占める比率が高くなっており、50歳以上64歳以下では窃盗の比率が約55%、65歳以上の高齢者層では同比率が約80%となっている。

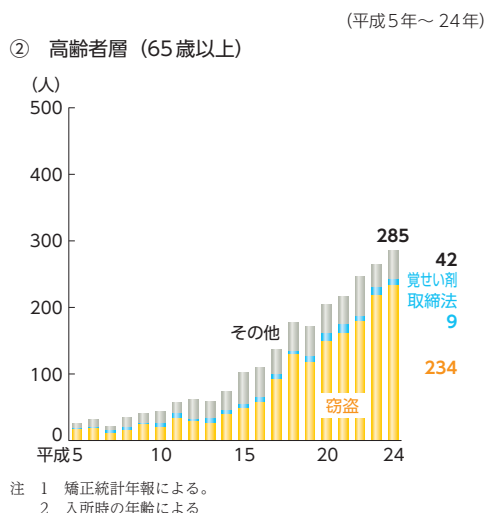
6-4-1-4 図 女子の入所受刑者の罪名別構成比（年齢層別）



注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。
3 () は実人員である。

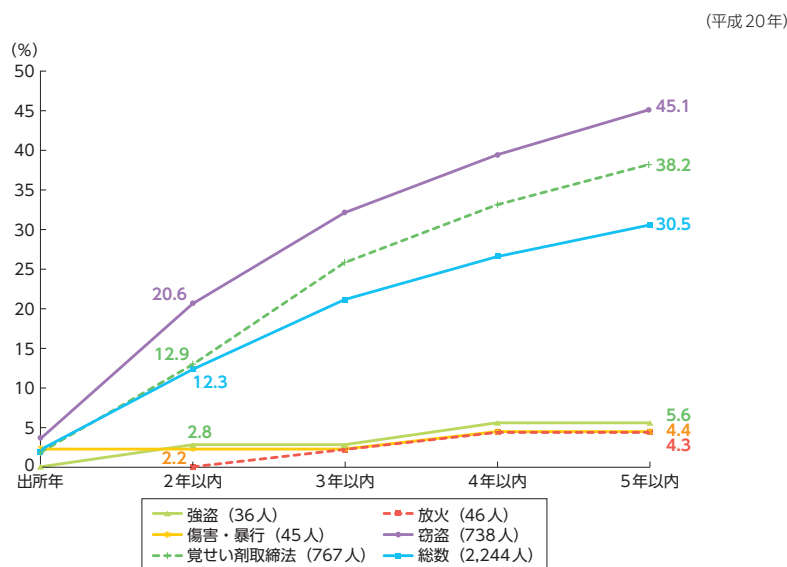
6-4-1-5 図②は、女子の入所受刑者について、65歳以上の高齢者層の罪名別人員の推移（最近20年間）を見たものである。高齢者層においては、窃盗が5年（18人）から24年（234人）にかけて13倍に増加している。

6-4-1-5 図② 女子の入所受刑者の罪名別人員の推移（高齢者層）



6-4-1-10 図は、平成20年の女子の出所受刑者について、出所年を含む5年以内の累積再入率（各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。）を見るとともに、これを罪名別に見たものである。女子の出所受刑者の出所年を含む5年以内の累積再入率は30.5%であり、男子の同比率（40.6%）に比して低い。しかし、罪名別に見ると、強盗、放火及び傷害・暴行の女子の出所受刑者の5年以内の累積再入率は、それぞれ5%前後であるが、窃盗は45.1%と、男子の同比率（48.5%）と同程度に高く、覚せい剤取締法違反も38.2%と、男子の同比率（50.7%）ほどではないものの高い。

6-4-1-10 図 女子の出所受刑者の5年以内累積再入率（罪名別）

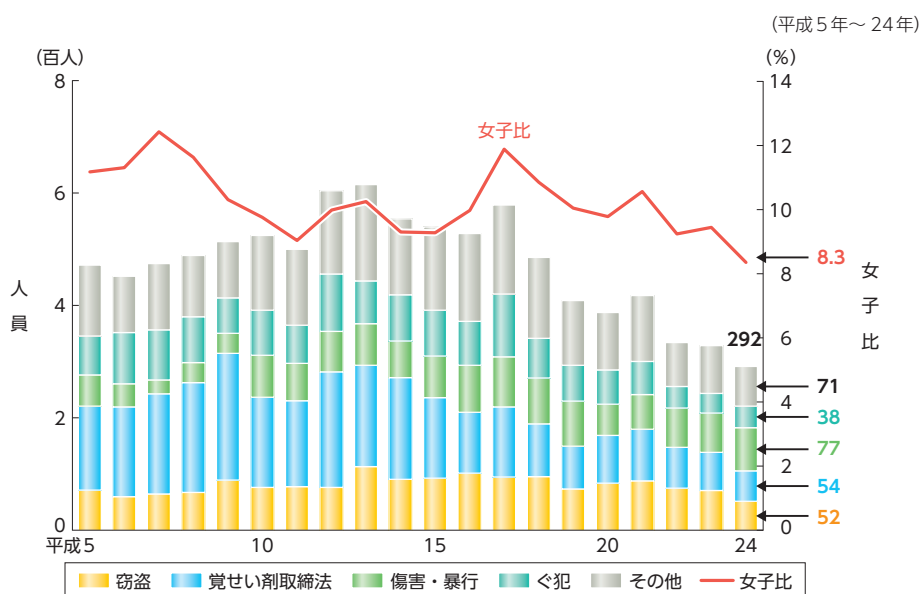


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 前刑出所前の犯罪により再入所した者並びに前刑出所事由が満期釈放及び仮釈放以外の者を除く。
3 「累積再入率」は、平成20年の出所受刑者の人員に占める同年から24年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。
4 強姦及び殺人の再犯はいない。

6-4-2-1 図は、女子の少年院入院者の人員（非行名別）及び女子比の推移（最近20年間）を見たものである。女子の少年院入院者の人員は、平成13年までは増加傾向にあったが、その後減少傾向にあり、24年は292人であった。

非行名別に見ると、平成17年までは覚せい剤取締法違反が最も人員が多かったが、その人員が総数に占める割合は低下している。18年以降は、覚せい剤取締法違反の人員は減少し、窃盗又は傷害・暴行の各人員と同程度であり、24年は、傷害・暴行が77人と最も多く、覚せい剤取締法違反は54人であった。また、ぐ犯の人員が総数に占める割合は、1割から2割の間で上昇と低下を繰り返している。

6-4-2-1 図 女子の少年院入院者の人員（非行名別）・女子比の推移



注 1 矯正統計年報による。
2 「女子比」は、少年院入院者総数に対する女子の比率を示す。

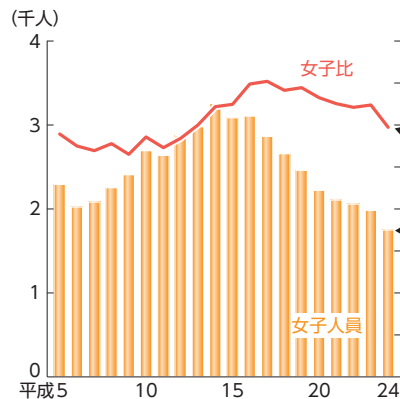
4 更生保護

6-5-1-1 図は、女子の保護観察開始人員及び女子比の推移（最近20年間）を、保護観察の種類ごとに見たものである。保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者は、平成15年から減少傾向にあり、また、どちらの女子比も19年頃から低下傾向にある。仮釈放者は、9年から20年まで増加し、その後減少に転じたものの、23年、24年は続けて増加し、また、女子比は、一貫して上昇傾向にある。保護観察付執行猶予者は、13年から緩やかな減少傾向が見られたが、最近5年間は横ばいで推移し、また、女子比については、一貫して上昇傾向にあり、他の保護観察の種類よりも高い。

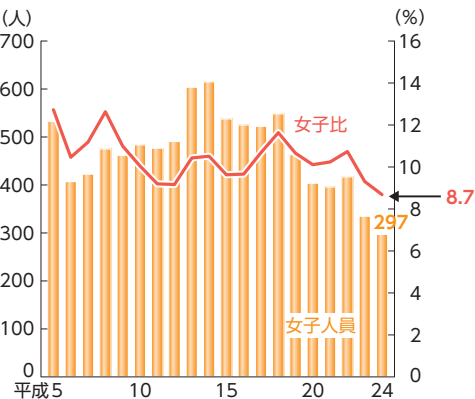
6-5-1-1 図 女子保護観察開始人員・女子比の比率

(平成5年～24年)

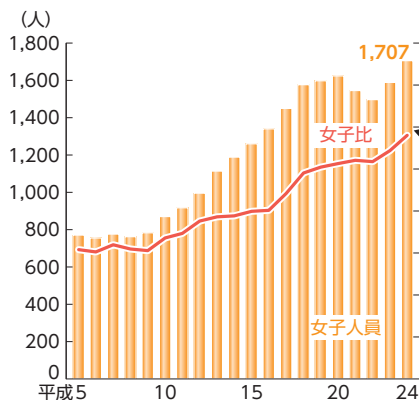
① 保護観察処分少年



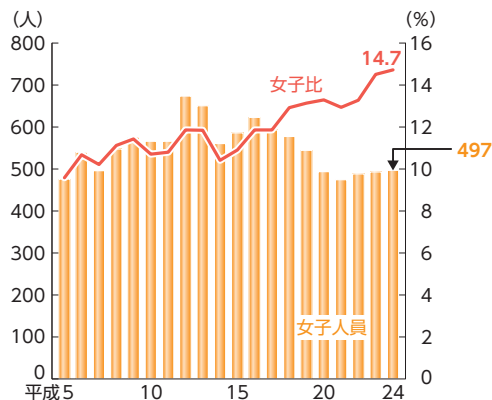
② 少年院仮退院者



③ 仮釈放者



④ 保護観察付執行猶予者



注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「女子比」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、それぞれの保護観察開始人員に占める女子の比率である。

女子の仮釈放率は、平成7年から22年まで緩やかな低下傾向にあったが、23年に上昇に転じ、24年は74.4%であった（前年比4.1pt上昇）。なお、女子の仮釈放率は男子に比較して一貫して高く、24年は22.8pt高かった。

最近10年間の女子の仮釈放率を罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反は80%前後で推移しており、窃盗は70%前後で推移している。また、最近10年間の女子の仮釈放率を年齢層別に見ると、20歳代の者では80%前後、40歳代の者では75%前後、65歳以上の者では60%前後でそれぞれ推移しており、年齢層が高い者ほど仮釈放率は低くなる傾向にある。

平成24年の女子の出所受刑者について、出所事由別に帰住先を見ると、仮釈放者において比率が高いものは、「父・母」(34.7%)、「更生保護施設」(18.3%)、「配偶者」(15.6%)の順であり、それぞれ、満期釈放者と比べて16.0pt、15.0pt、3.2pt高い。満期釈放者においては、「その他」(29.8%)の比率が最も高い。「その他」は、出所の際に適当な帰住先を持たない者、出所の際に帰住先を明らかにしない者等が含まれており、女子の満期釈放者の3割近くが、家族や知人のもとや適切な施設等に帰住していないことがうかがわれる。

5 まとめ

(1) 全体的な動向

女子の犯罪・非行は、男子と比べて数は少ないが、検挙人員、起訴人員及び入所受刑者人員が、過去20年間というスパンでは増加し、また、とりわけ入所受刑者で男子以上の急速な高齢化が見られる。そして、刑事手続のいずれの段階においても、窃盗又は覚せい剤取締法違反による者の割合が高く、これらの者に対する処遇の在り方が再犯防止を図る上でも極めて重要である。

(2) 窃盗事犯者

女子高齢者の万引き事犯者は、一般刑法犯の検挙人員中8割を占めている（男子高齢者では5割弱）上、増加傾向にあることからすると、女子犯罪者の再犯防止を図る上で、万引き事犯者に対する効果的な処遇の在り方を探ることは特に重要な問題である。

女子の万引き事犯者の処遇においては、規範意識が低下する前の段階、例えば、初めて検挙されたときなどの初期段階において、適切に対処し、規範意識を喚起させるとともに、万引きを繰り返させないための効果的な処遇を行うことが極めて重要である。この点に関連し、女子の万引き事犯者に対する罰金刑の運用の現状と、起訴猶予等の処分を受けた者を含めたその後の再犯状況の実態について、より深化した実態把握が求められる。

また、女子入所受刑者の特徴を見ると、全般に女子入所受刑者の犯罪リスクが特に高いとはいえず、それにもかかわらず、窃盗による女子高齢者の入所受刑者が著しく増加していることからすると、生活困窮等の事情だけでなく、別の動機や背景事情によって、窃盗に至る者が少なくないものと考えられる。女子の犯罪者が万引きを始めとする窃盗を犯す、あるいは繰り返す過程や経緯、背景事情等について、その属性や犯罪傾向の進捗等も踏まえて洗い出し、男女共通の問題点に加え、女子特有の問題点を解明していくことが必要であり、そこから浮かび上がる問題点に応じた適切な処遇方策を確立することが重要である。

また、受刑者の再犯防止と社会復帰を図るには、更生に適した帰住先の確保が重要である。女子受刑者は男子に比べ婚姻歴を有している者の割合が高く、子や孫、配偶者の親族を含め、婚姻を契機として形成された家族や親族等も更生に向けた支援者・協力者となり得るものとして、関係調整に努める必要がある。直ちに家族・親族等の協力を得られない高齢者等の場合には、特別調整により福祉施設等への帰住の調整はもとより重要であるが、女子受刑者の場合、家族、親族等の者の理解を求め、その環境を最大限に活用していくことも重要である。

(3) 覚せい剤事犯者

女子入所受刑者においては、年齢層が下がるほど、覚せい剤事犯者の占める割合が高くなる。29歳以下の若年者層では、その半数以上を覚せい剤事犯者が占め、その教育程度や婚姻状況を見ると、高校中退者の比率が高く、また若年で未婚率が高い。女子の少年では、覚せい

刑事犯者は減少傾向にあるが、女子少年院入院者に占める覚せい剤事犯者の比率は、平成24年でもなお2割弱と高い割合である。

刑事施設における「薬物依存離脱指導」、少年院における「薬物の再使用防止指導」、また、保護観察処遇における「覚せい剤事犯者処遇プログラム」など、覚せい剤事犯者に対しては、その特性に応じた相応の再犯防止策が採られてきている。

しかしながら、平成20年の女子の出所受刑者の累積再入率を見ると、覚せい剤事犯者の累積再入率は、窃盗に次いで高く、更なる効果的な再犯防止対策の必要性がうかがわれる。とりわけ、覚せい剤事犯者が半数を占める若年者層の特性に対応した処遇が早期介入の観点からも重要といえるが、その教育程度、婚姻状況、就労状況等から垣間見える社会適応能力の不十分さ等の負因を克服しつつ、薬物から離脱し、それを維持するための処遇策を確立する必要がある。

この点、刑事施設では、認知行動療法の手法を取り入れた薬物依存回復プログラムの試行に取り組み、少年院では、新たに薬物非行に関する矯正教育プログラムを開始し、また、保護観察処遇では、薬物依存回復訓練の民間委託が始まっている。まずは、これらの新たな取組を着実に実施し、その成果を検証しつつ、女子の覚せい剤事犯者がこれら新しい教育プログラムや回復訓練を受ける機会の拡充と、その実施体制の充実・強化を図ることが重要である。

また、女子においても、就労の確保や継続は再犯や再非行を抑制する要因となることがうかがえる。この点、入所受刑者及び少年院入院者の就労状況を見ると、男子と比べても、無職の比率が高く、就労に向けた指導の必要性が見られる。一般社会においては、結婚や出産（子育て）等を想定したキャリアプラン、ライフプランを見据えた就労指導が広がりつつあるところ、少年及び若年者層に多い覚せい剤事犯者を中心に、女子の犯罪者・非行少年の処遇においても、それらを参考に、短期視点と長期視点を持ち合わせた働き掛けが肝要と思われる。

（4）矯正施設における処遇体制の充実・強化

刑事施設の女子の収容率は、既決については100%を超える状況が常態化している。また、女子の入所受刑者は、高齢者層では万引きを主とする窃盗事犯者、若年者層では覚せい剤事犯者が多く、また、それぞれの年齢層や入所度数等に応じた問題がある。男子の刑事施設は、受刑者をその犯罪傾向の進捗や属性により区分して収容しているが、女子施設では、それらを問わず、同一の施設の中で混合して収容しているのが現状である。さらに、女子の受刑者は、精神障害を有する者の占める比率が高く、異常な食行動を繰り返す摂食障害のある者も少なくない。こうした者に対する医療的措置や配慮、心身のケア等は、個別的対応が求められ、また、適切な処置を行う上での専門性が高いものといえる。

これらの問題に対処するには、心理療法、医療や介護等の分野の外部専門家と積極的に連携するなど民間の支援・助力を最大限に活用するとともに、施設の拡充を含む処遇体制の充実・強化を図るべきであろう。